

# 第4章 福祉21ビーナスプランと各関連分野

## 1 広域・市全域の組織と施設

### (1) 広域の組織と施設

現在、諏訪地域において広域的な対応をしている保健・医療・福祉・生涯学習に関する組織や施設はさまざまなものがあります。とりわけ、茅野市民にとってなじみの深いもの、関わりのあるものとしては次のようなものが上げられます。

医療部門	諏訪中央病院、やすらぎの丘、虹の森、諏訪赤十字病院、富士見高原病院
民間部門	精明学園、信濃医療福祉センター、霧ヶ峰療護園、J A諏訪みどり、茅野広域シルバー人材センター
住民部門	家族会
行政部門	恋月荘、八ヶ岳寮、寿和寮、ふれあいの里、清水学園、諏訪養護学校、諏訪保健所、諏訪児童相談所、ひまわり作業所、図書館ネットワーク、広域圏障害者福祉等連絡検討委員会、諏訪広域介護認定審査会

これらの組織や施設については、今後も1層レベルにおける相談体制や直接支援の担い手として位置付けられることになりますが、これから地域福祉、地域自立生活支援の視点に立てば、圏域におけるニーズを的確に把握し、それに応えられるような機能を有するよう要望と調整を図る必要があります。

さらに、施設の配置計画や利用者の分布状況によっては、八ヶ岳山麓を区域とする1層の変

形としてのとらえ方も大事な要素になりますので、必要な検討を行い、関係者の合意を得ながら進めていきます。

### (2) 市全域の組織と施設

2層としての市全域に対応する既存の組織や施設には次のようなものがあります。

医療部門	虹の森、やすらぎの丘、療養型病床群、訪問看護ステーションりんどう、訪問看護ステーションこまくさ、開業医院とその訪問看護、諏訪中央病院とその訪問看護ステーション、リバーサイドクリニックとその訪問看護ステーション
民間部門	社会福祉協議会（ホームヘルプサービス、あすなろセンター）、J A諏訪みどり、ケアこまくさ
住民部門	ボランティア推進協議会、ボランティア連絡協議会、保健補導員連合会・O B会、はまなすの会、家族会、その他の健康づくりや生活改善に関する委員会
行政部門	在宅介護支援センター、老人福祉センター、やまびこ園、家庭教育センター、健康管理センター、総合福祉センター、市公民館、図書館、温泉施設

# 福祉21ビーナスプラン 基本構想

また、各委員会・専門部会での議論から今後の茅野市に必要と思われる2層レベルでの組織や施設には次のようなものがあります。

行政部門が主体的に実施すると考えられるものの	地域障害者自立生活支援センター、福祉用具活用センター、子ども・家庭支援センター、E型デイサービスセンター、苦情解決（オンブズパーソン）制度、サービス代表者会議（責任者会議）、ケアマネジャー連絡会議、地域福祉審議会、福祉教育推進協議会
------------------------	--

行政以外の部門が主体的に実施すると考えられるもの	痴呆対応型グループホーム、精神障害者グループホーム（又はデイサービス）、サービス提供者会議（実務者会議）、住民参加型福祉サービス、権利擁護・成年後見制度、ケアハウス、新たな民間サービス事業者
--------------------------	---

これらの組織や施設のあり方については、実施主体を含めたより具体的な検討を進めていく必要があります。

## 2 福祉21ビーナスプランと保健

### （1）健診機会の拡大と施設健診

福祉21茅野の健康づくり部会の検討では予防活動の重要性が指摘され、なかでも、社会を支える40代、50代といった働き盛りの人たちの健診機会の拡大に着目して議論が進められてきました。

その結果、従来からの集団検診に加え、自分の希望するときに希望する場所（医療機関）で受診することができる「施設健診」の必要性が提言されました。

施設健診では、住民は居住地にとらわれることなく希望する医療機関で健診を受診し、その結果を聞きながら必要な指導を受けます。こうした機会を毎年繰り返していくことによって健康が保持されていくとともに、かかりつけ医との良好な関係が築かれていくことになります。

### （2）健康づくり運動の推進

地域の健康づくり運動の中心は、保健福祉サービスセンターです。

各保健福祉サービスセンターの地域福祉推進員（コーディネーター）は、基幹サービスセン

ターの地域福祉推進員（コーディネーター）と協力し、また、地域の医師、リハビリテーションスタッフ、栄養士、薬剤師、あるいは保健補導員や公民館、その他の民間の組織と連携をとりながら、保健福祉サービス地域（エリア）、さらには4層、5層を舞台に健康づくりの運動を開いていきます。

福祉21ビーナスプランにおける健康づくり運動には、より生涯にわたる学習として、仲間づくり、地域づくりの視点を加えたものが大切になってきます。

地域福祉推進員（コーディネーター）は、地域のなかの保健や福祉に関するニーズを発見したり、受けとめながら、その解決に向けて支援していきます。その際、個々に生じる課題を単に個人の問題としてとらえるのではなく、それを地域全体の問題としてとらえ、解決していく視点が求められます。つまり、個別の問題解決と同時に地域の保健・福祉力を高めていくための働きかけが重要になってきます。

このような視点を大切にした健康づくり運動を進めていくために、健診後の指導も含めた健

康相談、健康学習や福祉学習、あるいは関係者の組織化などが必要になりますが、それは保健福祉サービス地域（エリア）の住民の基本的な活動とも合わせて、その内容を創造的に展開させていくことが大切になります。

### （3）保健計画の推進

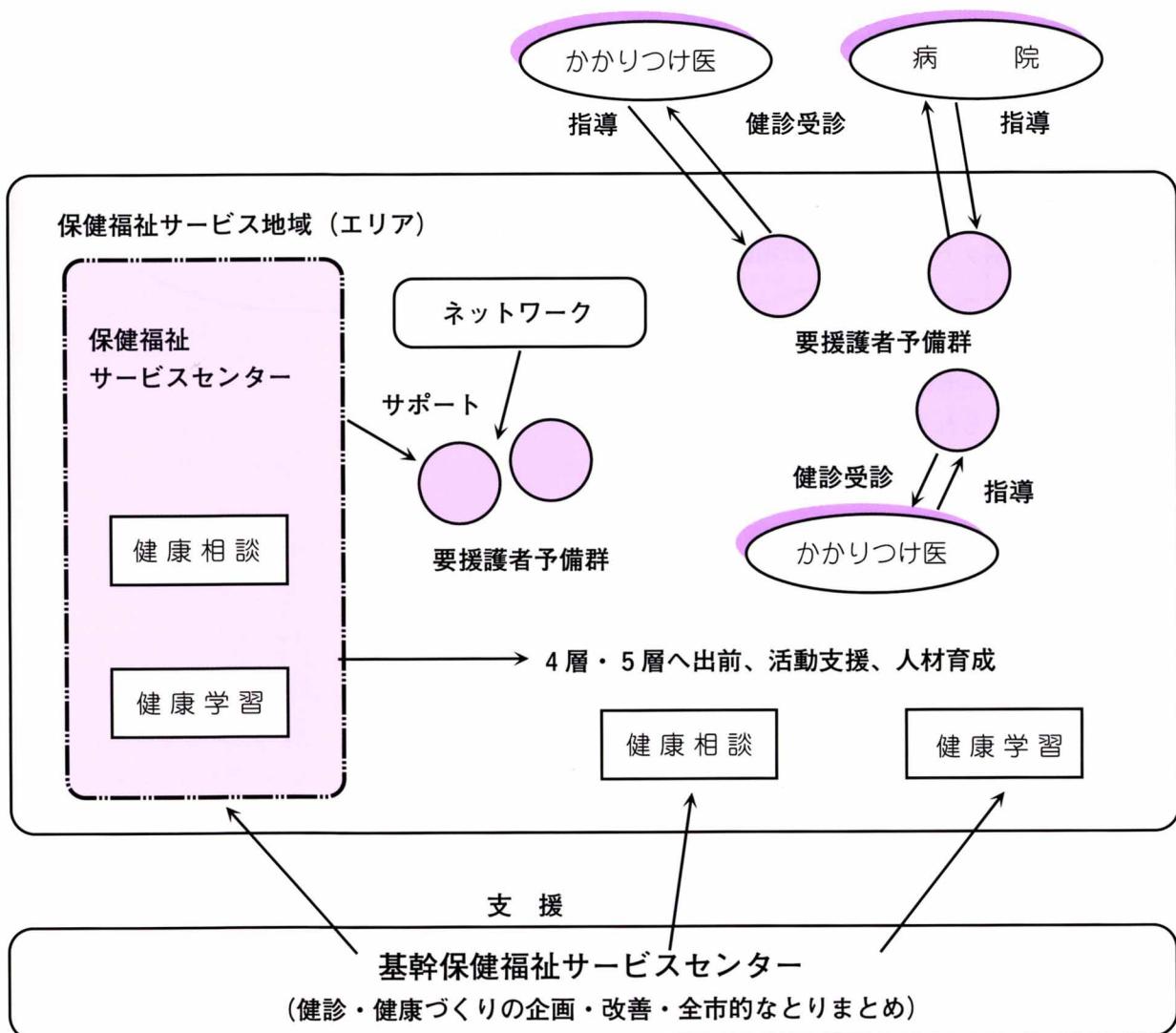
「健康の保持」は地域で自立生活を送るための基本ですが、日常生活のなかで気には留めていても、ついおろそかにされがちな極めて重要な課題です。

現在、茅野市には保健分野に関する計画として「母子保健計画」、「健康増進栄養改善計画」、

「老人保健福祉計画」があり、このうち、母子保健計画や健康増進栄養改善計画については、毎年「健康づくり推進協議会」において計画の進捗状況が検討されるとともに、計画の推進に向けた市民向けの広報・啓発イベントとして、多くの関係団体の参画の下に「健康づくりのつどい」が開催されています。

今後はさらに踏み込んで、「自分の健康に対する自己責任」の意識が啓発・醸成できるよう、食生活推進協議会や保健補導員OB会など関係組織の一層の強化を図り、各家庭での取り組みや地域の活動のなかから保健計画が着実に進展するための体制を整備します。

【健康づくり推進のためのイメージ図】



### 3 福祉21ビーナスプランと医療

#### (1) 医療機関の連携

福祉21茅野の在宅支援部会（旧名称：在宅診療部会）、またそれと連動して検討を進めてきました地区医師会からは、地域の開業医がかかりつけ医として診診連携・病診連携、あるいは他職種との連携を背景に住民の健康を守っていくことの必要性が提言されています。

医師どうしの連携が実行あるものとなり、また歯科診療や、薬剤師による服薬指導などが住民にとって身近で利用しやすいものとなるためには、今後も議論を深めていく必要があります。さらに、訪問看護ステーション相互の連携・役割分担については、サービスを利用する住民の利便性を考慮し、現場レベルで細かい部分まで検討した上で合意形成する必要があります。

なお、このような検討を通じて、地区医師会内にかかりつけ医の相談・照会窓口が開設されました。

#### (2) 在宅医療ネットワーク（茅野地区医師会での検討から）

茅野地区医師会では、在宅で療養中の患者さんの急変等の際にも医師のアドバイスや診療がスムーズに受けられるように「在宅医療ネットワーク」を構築しました。

##### ① メンバー

###### ・市内の開業医

患家からの連絡がまず入るかかりつけ医、患家のある保健福祉サービス地域（エリア）内にあってかかりつけ医の次の受け皿になる連携医、さらにその次の受け皿となる協力医を設定します。保健福祉サービス地域（エリア）ごとに連携医と協力医が配置されます。

###### ・諒訪中央病院

患者受け入れのための後方病院です。

###### ・訪問看護ステーション

りんどう、こまくさ、諒訪中央病院及

びリバーサイドクリニック。

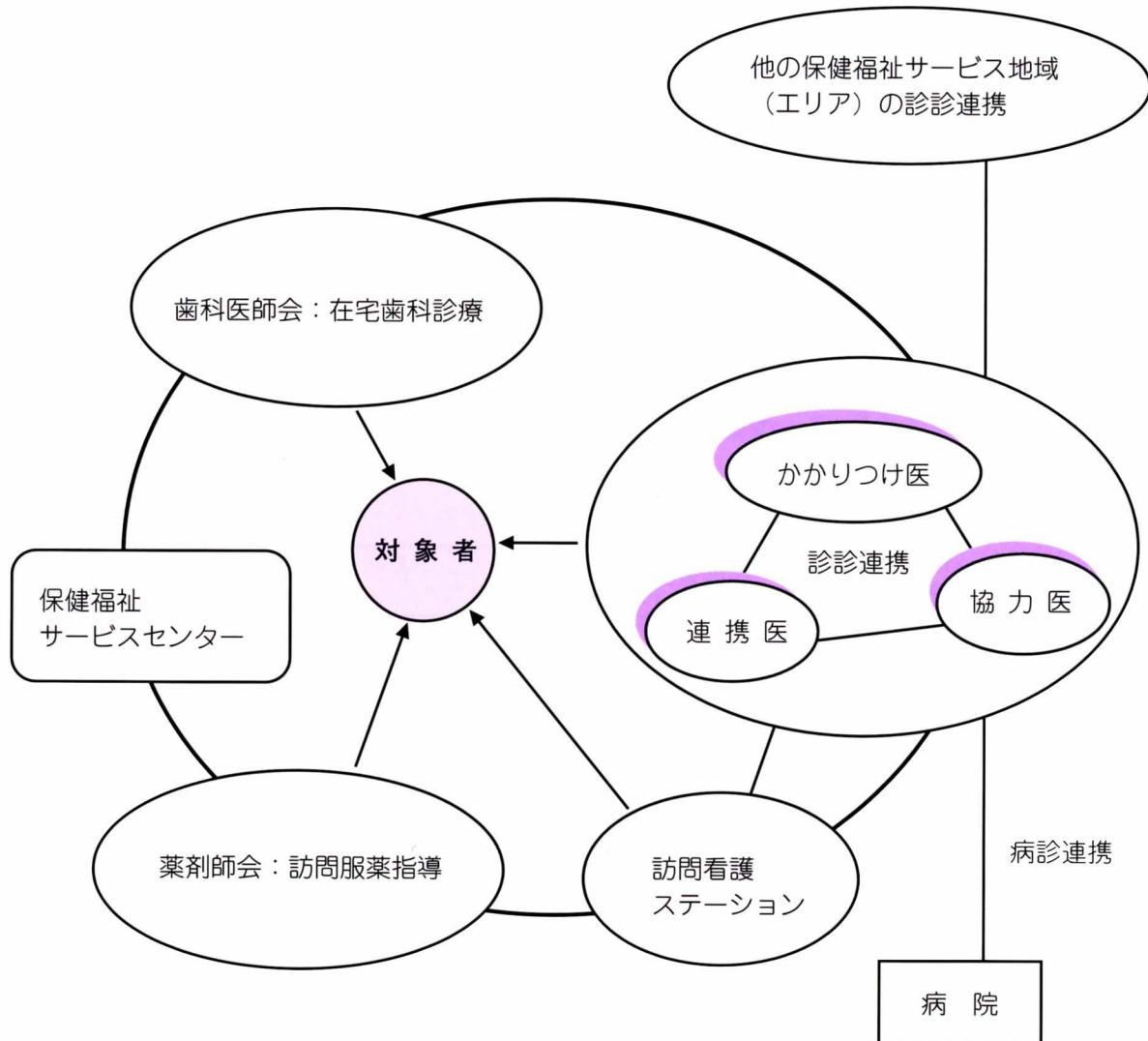
##### ② 連携とチームワーク

実際に急変などの際の具体的な情報の流れ、チームワークの取り方などはこれから検討課題です。

##### ③ 患者情報の共有化

ネットワークが機能するためには情報の共有化が必要ですが、この点に関してもこれから検討課題です。当面は健康手帳や茅野市福祉診断書等を活用する方向で検討中です。

## 【在宅医療ネットワークのイメージ】



## 4 福祉 21 ビーナスプランと社会福祉

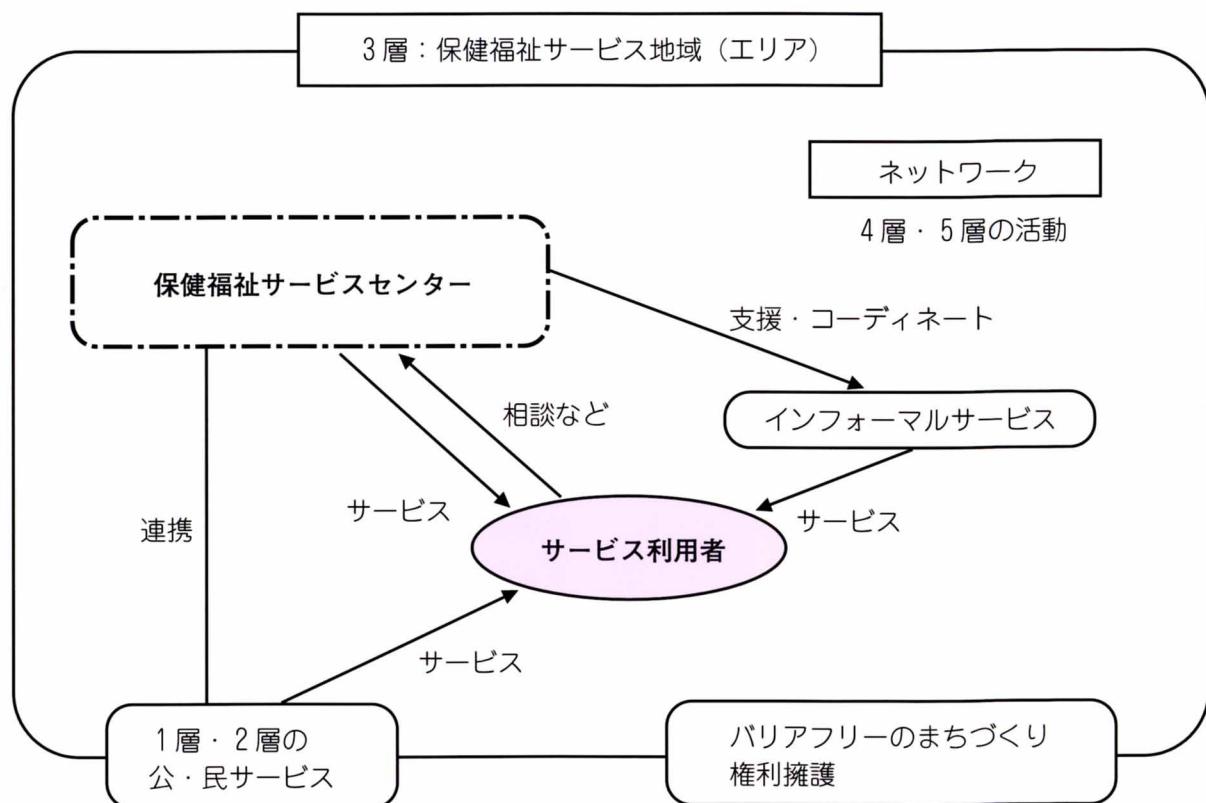
社会福祉の分野の基本的構造は概念的にみて下図のようになります。

この中で、「バリアフリーのまちづくり」についてはプラン全体の理念の中にも掲げられており、また「障害者福祉計画」でも計画の 5 本の柱の一つとして扱われ、取り組みが必要な分野です（→「6 福祉 21 ビーナスプランと生活関連分野」）。

また「権利擁護」についても、『苦情解決システム（オンブズパーソンを含む）』と『成年後見

制度』が、「障害者福祉計画」、「地域福祉活動計画」、「福祉 21 茅野・痴呆対策部会答申」などで取り上げられ、その必要性が強調されています。今後の検討が必要な分野です。

さらに、社会福祉の分野だけに限ったことではありませんが、本プランに示された地域福祉のシステムに関わってくるそれぞれの機関、施設を結び付ける情報ネットワークの具体的なあり方も今後の大きな検討課題です。



## 5 福祉21ビーナスプランと生涯学習

福祉21ビーナスプランの策定に関わる各委員会・専門部会での議論に共通する課題として、幼児期から高齢期に至るまでのさまざまな時期に福祉を学び、福祉とふれあうことの必要性が指摘されています。また、痴呆やターミナルに対する正しい理解、健康づくりへの意識の高揚などを図るために地域住民への啓発活動の重要性も指摘されています。

さらに具体的な取り組み内容に踏み込んだものとしては、仮称：福祉教育推進協議会の設置（地域福祉活動計画：福祉教育・ボランティア活動推進部会）や、公民館分館における福祉的な学習事業の事例集の作成（同：地区学習部会）などが上げられます。

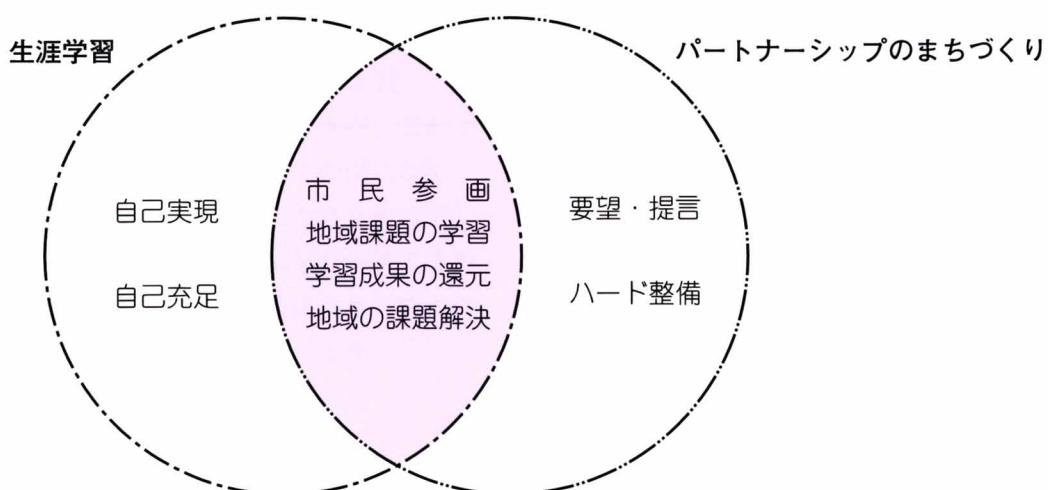
これらの課題に対する取り組みは、単に本プランのなかだけで解決が図られるものではなく、茅野市が進める生涯学習活動の一環としての位置付けが求められています。

平成10年度、生涯学習10年の総括により、

それまでの公民館活動や学校開放などを中心として進められてきた個人やグループの自己充足を目的とした生涯学習活動は大きな転換を迎えるました。新しい生涯学習は、従来からの自己充足学習の面を残しながらも、「学んだ成果を地域に還元し、そのことによってより積極的にまちづくりに参画する」ことを基本に位置付けられ、その延長線上には、明確な目的として「茅野市が市民・民間と行政との協働により築いていく『パートナーシップのまちづくり』」が据えられることになりました。

本プランは、このような新しい手法で展開される生涯学習活動の分野への取り組みも視野に入れた『保健・医療・福祉・生涯学習が連携』する包括計画であり、“みんなで知恵を出し合い、みんなで汗を流す”ことによって『福祉でまちづくり』を進めるための「市民と行政の約束ごと」でもあります。

【パートナーシップのまちづくりと生涯学習との関係図】



## 6 福祉 21 ビーナスプランと生活関連分野

ノーマライゼーション（共に生きる）やバリアフリーという言葉は一般的には障害者福祉の世界で使われてきましたが、現在では障害の有無、性別、年齢、国籍などを問わず同じ人間として、そのあるがままの姿で他の人と同等の権利を享受することができるまちづくりの基本的な考え方になっています。

福祉 21 ビーナスプランでは、このようなまちづくりを基本理念に掲げ、保健・医療・福祉の専門職が連携する茅野市独自のケアマネジメントシステムやサービスの連携、福祉教育・生涯学習を通じた住民一人ひとりの意識啓発と主体的な参加による地域課題の発見・解決のあり方にふれてきました。

しかしながら、このような人と人が関わる部分が整備されただけでは本当の意味での解決にはなりません。たとえ障害があっても人間らしく暮らしていくためには四季の移り変わりを楽しんだり、他人と会話を交わしたり、仕事や趣味に打ち込んでいくことが心身の励みになります。そのためにはまちのなかへ、社会のなかへ出かけていくことが必要ですし、そういう環境も整備する必要があります。

平成 10 年度、市では今後 20 年間における都市づくりの基本的な方針としての「都市計画マスタープラン」を策定しました。このマスタープランのなかでは、単に市街地や道路網の整備だけでなく、自然環境の保全・回復やごみの再利用による循環型社会づくりと併せて福祉のまちづくりへの取組み方針が示されており、『福祉 21 ビーナスプランの推進に向か、まちづくりからの支援を進めます』と明記されています。

今後は、本プランの階層化、構造化のなかからあがってくる市民からの要望を、サービス提供者会議やサービス代表者会議において整理し、行政や関係団体に確実に伝えるためのシステム、まちづくりや施設整備に関係住民が直接参画するシステム、及びそれを受けとめていく行政側での組織

やシステムが必要になります。